## 中間検査実施基準

(目 的)

- 第1 この基準は、「名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱」第30条及び「名古屋市緑政土木局請 負工事検査要領」第3による中間検査について、必要な事項を定めるものとする。
  - 2 中間検査は、完了検査を補完するために工事の施工途中において、完了時点では不可視・手直しの困難な工事などの確認検査をし、品質の確保・向上に必要な指導・助言を行い、工事の良好な完成を図るものとする。

(対象工事・工種及び検査の時期)

第2 中間検査の対象工事・工種及び検査の時期は、次の通りとする。

4	中間検査の対象工事・工種及の検査の時期は、次の通りとする。	
	検査の対象工事・工種	検査の時期
	大規模で6か月以上の工期の工事(当初請負金額1億円以上)	工期の中間期
	橋梁塗装工(1,000 ㎡以上のもの。複数ある場合は合算し、対	足場解体前
	象はその内の1橋とする。)	
	耐震補強工 (アンカーボルト工)	足場解体前1回/工事
	挿入長を測定要領に従って超音波で測定。	
	コンクリート床版工(床版面積 200 ㎡以上のもの)	足場解体前
	橋梁架設工(橋面積【延長×幅員】500 ㎡以上のもの)	足場解体前
	基礎杭工 (径 600mm 以上かつ 10 本以上のもの)	打設完了時
Ī	鋼矢板工(本体工で長さ 5m以上かつ延長 100m以上のもの)	打設完了時
Ī	護岸基礎工(延長 100m以上のもの)	埋 戻 前
	防火水槽工	貯 水 前
Ī	暗渠・函渠工(内径 600mm 以上かつ延長 100m以上で完了時に内	埋戻・通水前
	部の確認出来ないもの)	
	水景工 (防水工10 m以上のもの)	貯 水 前
	低入札価格調査を経て契約した工事(当初請負金額2億円未	施工計画書、施工体制台帳
	満:落札率75%未満が対象。当初請負金額2億円以上:すべて	及び施工体系図が提出され
	対象。)	た時期
	緑政土木局が発注した工事において成績評定が60点未満であ	施工計画書が提出された時
	ったことにより請負工事成績評定要領第7条2による通知を	期
	受けた請負人が行う工事。	ただし、低入札に基づく中
	ただし、この項目に基づく中間検査を行う工事の数は、同一の	間検査を実施する場合にあ
	受注者に対して直近の通知日から起算して 12 か月の間に契約	っては、原則として、同時
	した工事について3件とする。	に行うこととする。
L	上記の他必要のあるもの	必要時

## (検査の方法)

- 第3 書類検査では、施工計画の策定状況、材料・出来形管理の実施状況について確認するものとする。
- 2 現地においては、「施工管理基準」に基づいて出来形の確認検査と工事の施工状況の確認をする ものとする。
- 3 中間検査において検査員は、出来形が設計図書等と不一致、不適合であると確認した時には請 負人に対してその部分の手直しを命じ、又は必要な指導・助言を行うことができるものとする。
- 4 中間検査には、担当監督員又は主任監督員が立会うものとする。

## (その他)

- 第4 中間検査の実施については、工事仕様書への記載、あるいは設計説明での通知等により予め 請負人に通知するものとする。
- 2 検査依頼及び検査員の指定等は、「検査員等指定規程」に基づいて行うものとする。
- 3 担当監督員は、請負人に対して検査の日時の通知、関係書類の整備・検査用具の準備の指示を 行うものとする。
- 4 この基準に定めのない事項、その他凝義を生じた事項は、その都度監督員と指導検査担当主査 と協議して定めるものとする。

## 附則

- この基準は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。 附 則
- この基準は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。 附 則
- この基準は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。 附 則
- この基準は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。 附 則
- この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この基準は、平成29年4月1日から施行する。